

# 近代における近江日野売薬の展開と近江商人正野玄三家

本村 希代

## はじめに

和漢薬をもって展開されてきた売薬業は、明治期に入ると政府が推し進める西洋医学の導入に伴い、その営業方針の転換を迫られることになった。このような制度変化に対し、各売薬産地はどのような対応をしたのであろうか。

従来の研究史では、新たな売薬行政の展開、またそれらに対する反対運動、そして各売薬産地において設立されていく同業組合や会社組織をとりあげ、近代における産地の構造変化を明らかにしてきた<sup>1</sup>。

そこで本稿では、このような地域の構造変化とともに、それら一連の動向にどのような人々が関与し、誰がそのイニシアティブを握っていたのかという視点から検討を加えていきたい。またその過程において明らかとなる名望家の存在や役割および意義についても合わせて言及していく。

なお素材としては、富山や大和と並ぶ売薬産地である近江、とりわけ日野売薬および日野地域（現滋賀県蒲生郡日野町<sup>2</sup>）をとりあげる。日野売薬の濫觴は元禄期（一六八八―一七〇四）に初代正野玄三が製薬業を開始したことにはじまり、寛保三年（一七四三）における合薬仲間数は一〇九軒<sup>3</sup>にまで達した。また日野地域は近江商人の輩出地でもある。

それゆえ同地域の売薬販売形態は、一般的な行商人による配置薬形式以外に、近江商人の各地出店において店頭販売する方法が近世期より見られた<sup>4</sup>。ただし明治期以降、日野売薬も他の売薬産地と同じく、西洋医学を前に新たな対応を迫られることになる。以下その過程を追っていくことにする。

## 第一章 売薬行政の展開と反対運動

明治政府の医療政策理念は、西洋医学の全面的受け入れを旨としていたため、在来的売薬は漢方医学の軽視ないし否定の意味からも非常に厳しい状況におかれていくことになる<sup>5</sup>。まずは売薬行政の展開について概観してみよう。

明治三年（一八七〇）一二月、売薬取締規則が定められた。同規則において売薬は、旧幕府西洋医学所の後身にあたる大学東校にて検査を実施し、定価を定め、免状を渡すとされた<sup>6</sup>。しかし実際には明治五年（一八七二）に同規則は廃止され、売薬検査は各県にて任せられることになり、さらに明治六年（一八七三）から売薬取締は文部省所管となった。行政組織を含め医薬についての方針は、定まらない状況がしばらく続いた<sup>7</sup>。

その後、明治一〇年（一八七七）一月に売薬規則が出される。この規則では売薬業者を、製薬を主とする売薬営業業者、製薬は行わず販売を主とする請売業者、他府県へ薬を売り歩く行商人の三つに区分し、それぞれに鑑札料を課し、売薬営業業者へは売薬営業税をさらに課した<sup>8</sup>。明治三年（一八七〇）の売薬取締規則を受け継ぎ、薬の品質取締にも重点を置きながら、課税をもってその取締が強化されることになる<sup>9</sup>。

さらに明治一五年（一八八二）一〇月に売薬印紙税規則が布告される。これは西南の役以降の国費増大にともなう、歳入増加のための増税策であった。定価一銭までは一厘、二銭までは二厘というような税率一割以上となる印紙を、薬

品の容器又は包紙に貼付し、営業者がこれを消印することとされた<sup>10</sup>。同規則は売薬業者の負担を急増させる増税であり、大正一五年（一九二六）の廃税まで、反対運動が繰り返されることになる<sup>11</sup>。なお印紙税廃止運動は、売薬業者たちへ新時代への自覚と業者間の強固な団結の必要性を学び取らせ、各種売薬団体結成へとつなげた<sup>12</sup>。では日野売薬においてはどのような動きが見られたのであろうか。

明治一五年（一八八二）一二月、日野地域の売薬業者三十名の惣代として中井源三郎・正野玄三・幅野太郎治の三名が内務卿山田顕義・大蔵卿松方正義へ「売薬営業上ニ付上申書」（以下、「上申書」<sup>13</sup>）の建白を試み、滋賀県令籠手田安定へその進達を依頼した<sup>14</sup>。「上申書」では、同年の売薬印紙規則に関して、売薬の販売は請売業者や行商人によって行われているため、営業者が印紙を貼付・消印することは事実上困難であり、また品質面でも薬品によっては、天災や気候の変化により腐敗などがおこりうるため、次のような問題点があると指摘した。

品位変更スレハ無論営業者ニ於テ交換ナサ、ルヲ得ス、其変更品タル廢物ニ廢シ、終ニ販売ヲナサ、ルニ印税消費スルハ實際難忍、就中印税ハ定価ニ準スルカ故ニ営業者ニ於テ請売・行商人者ハ幾分ノ割引ヲナシ、相場金額ニ対スレハ壹割式割ニ止マラサル高税トナリ、古昔ノ諺ニ葉ニ九倍ノ利アリト雖、開明ノ今日ニテ大ニ反対シ、実損少ノ利益ヲ謀ルニ汲々トシ、到底本令施行ニ付幾分ノ増価ヲ要スルモ幾ラノ割引トナリ、活計上難忍、亦相当スルノ代価ニセントスレハ驚ヘキノ高価トナリ、価額ハ営業者ノ適宜ト雖、其営業者スラ愕然タリ

品質が悪化すれば販売することは不可能であり、営業者は新しい売薬に交換せざるをえないが、それにより廃棄した売薬へ貼付していた印紙は無効になってしまう。また印紙は定価に準じて税が定められているが、実際には営業者は請売業者・行商人に対し割引を行っており、利益は少なく、税負担が重くのかかるとしている。それゆえ同法を速やかに

改正してほしいとの主張であった。また「上申書」では、明治一〇年（一八七七）の売薬規則へ対しても言及している。

明治十年第七号公布売薬規則第八条ニ満五ヶ年ヲ以テ免許期限トス云々、更ニ鑑札願受ヘシトアルハ、營業ヲ繼續スルカタメ鑑札書換ヲ請迄ト愚考仕候処、昨年来ヨリ鑑札書換ハ新規同様ト見做シ、更ニ徵税スベシト其筋ヨリ達ノ旨ヲ以テ戸長ヨリ通達ニ相成、之重複ニ非哉ト疑義ヲ生シ候得共、官命難辭、納税仕置キ、猶熟考スルニ、該条ニ營業鑑札云々、更ニ鑑札ヲ願受ヘシトアリテ、其他第弑章中興廢及有毒発見等ノ税金徵収法ハ明記セラル、モ、未タ繼續營業ニ付重複徵税ノ明文無之、且新規同様ト見做ストノ明文モナシ（中略）實際重複税タレハ条理ニ於テモ尠シク、穩当ナラサレハ之ヲ負担スルノ營業者ハ実ニ難堪義ニ御座候得者、満期鑑札書換ヲ請ハ實際上ニ基キ、繼續營業トシテ鑑札料ノ外重複税ヲ免セラレ候様御詮議相成度、實際難堪事情具申奉請願候

売薬規則第八条の免許期限とその書換に関わつてである。營業を繼續する場合は、単に書換をすればよいと考えていたが、鑑札書換は新規同様と見なされ、徵税対象となった。これは重複税にあたるのではないかとしている。日野地域の營業者にとつて、売薬印紙規則・売薬規則ともに負担となつていたことがわかる。

なお売薬印紙税に対する反発は日野売薬同様、各売薬産地でも起こつており、政府は売薬の特殊性を改めて理解するところとなつた。残薬の場合、貼付された印紙を新印紙と交換することを定めた売薬印紙交換規則を明治一九年（一八八六）七月に出すにいたる。これにより売薬業者たちの税負担そのものは幾分緩和されるが、売薬への印紙貼付実施については、さらに強化されていくことになる。<sup>15</sup>

課税をもつて売薬を規制しようとする政府の方針はその後も変わらなかつた。そのため各売薬産地からは不平の声が噴出しつづけた。日野地域では滋賀県売薬非増税同盟が結成され、明治三二年（一八九八）一〇月、「陳情書」を内閣

総理大臣大隈重信・内務大臣板垣退助・大蔵大臣松田正久へあてている。<sup>16</sup> なおこの同盟は名称に滋賀県と冠しているように、中井源三郎を筆頭として正野玄三ら日野地域の売薬業者三十名以外に、日野に近い甲賀売薬など滋賀県下の売薬業者十六名を加えた合計四十六名が名を連ねていた。<sup>17</sup> 事務所は日野町大窪におかれた。<sup>18</sup> ではどのような陳情であったのか。<sup>19</sup>

聞ク今回政府ハ戦後経営増税ノ一方法トシテ、売薬税ニ対シ従来ノ過重税ニ比シ尚ホ幾倍ノ増税ヲ課セラル、ノ議アリト、果シテ真ナルカ、是レ某等座視スル能ハス、聊カ卑見ヲ開陳シテ閣下ノ一考ヲ仰カントス

抑モ売薬ハ中流以下ノ社会ニ於テ據リテ以テ疾病ヲ治療スルノ要具トノ需用セラル、者ナリ、彼ノ酒煙草香粉ノ如キ嗜好品則チ快樂ノ為メニ供給セル、者ト同一視スヘカラス、然ルニ今日是等嗜好品ニ対シテハ偶々課税ヲ免ル、者アルニモ不拘、俄然下等社会ノ救済神トモ謂フヘキ売薬ニ対シ、従来ノ課税ニ尚ホ幾倍ノ重税ヲ課セラル、如キハ、只ニ租税ノ公平ヲ失スル而已ナラス、社会中流以下ノ貧民疾病ニ苦シミ創痍ニ呻吟スル者ニ向テ、特ニ過重ノ間税ヲ負担セシムル者ナリト謂ハサル可ラス、加之幾倍ノ重税ヲ課セラル、トセバ、勢ヒ其価格ヲ上ケサルヲ不得、価格ヲ昇騰セシムルハ即チ需用者タル下等貧民ヲ苦シムルモノナリ

「戦後経営増税」とは、日清戦争による戦費増大とそれをまかなうための増税であろう。売薬に対して新たに課税されることを懸念し、売薬への課税は売薬需要者である下層貧民を苦しめることにつながるとして、そもそも売薬が課税対象となること自体に疑問を感じるとしている。またさらに売薬へ課税したところで、歳入増加の見込みがないことを、次のように説明している。

売薬税ノ増徴ヨリ二百萬円ノ財源ヲ得ント期セラル、モノ、如シト雖モ、是レ決シテ予期ノ収入ヲ得ル能ハス、如

何トナレバ売薬税ハ所謂間接税ナルヲ以テ、其負担ハ一ニ需用者ニアル者ノ如クナレド、売薬ハ十中ノ八マテハ委託販売ノ習慣ニシテ、即チ売リ上リ金ヲ以テ原価ヲ支払フト成リ居ルニヨリ、今俄ニ二倍或ハ三倍ノ重税ヲ課スルハ営業者ハ相繼テ廃業スルノ已ムヲ得サルニ至ルヘク、需用者モ亦俄ニ其価ヲ高フスルノ結果、大ニ其需用ヲ減スルニ至ルヘシ、然ルハ只ニ増税ノ目的ヲ遂クル能ハサルノミナラス、却テ減少ノ結果ヲ見ルハ柄焉トシテ明ラカナリ、又或説ニ今回ノ増税ハ売薬其物ヲ禁止ノ目的ニアリト、果シテ如斯目的タリトセハ宣布正法ヲ以テ取締マラルベシ、何ソ禁止スルニ重過税ヲ以テセラル、如キハ不当モ又甚シキモノナランヤ、以上ノ理由ニ依リ、売薬税増加ハ啻ニ不当ナルノミナラス、之レヲ実行スルモ予期ノ歳入ヲ収ムル能ハサルヲ恐ル、ナリ

間接税である売薬税は需要者がそれを負担することになるが、売薬は委託販売されている場合が多く、売薬業者たちは、その売上金をもって原価の支払いを行う。それゆえ増税にもなつて売薬を値上げすれば、当然需要は減少し、その結果、営業者の廃業をまねくことになり、さらには税収そのものが減つてしまう。またこのように課税をもつて、売薬を廃止へ追い込もうとする動きがあるが、それは不当であり、そもそも歳入増加につながることはない。なおこのような反発はその後も続き、明治三七年（一九〇四）一〇月四日には、日野売薬六名・甲賀売薬五名からなる滋賀県売薬業者総代が滋賀県知事鈴木定直へ「売薬増税ニ関スル陳情書」を提出している。<sup>20</sup>日野売薬は甲賀売薬など滋賀県下の他の売薬業者と連携しながら、反対運動を展開していくようになる。

しかし単に反対を主張していたわけではない。日野売薬自身も売薬行政と対峙する中で、旧来の姿勢を改めていくようになる。明治三二年（一八八九）六月、近江日野売薬組合が設立される。同組合は日野地域の売薬業者・請売者・行商人によつて組織され、「近江日野売薬業組合規約書」によるとその目的は「各自取扱ノ売薬ノ粗製濫売ノ弊ヲ矯正

シ、益改良増殖ヲ謀リ、販売上信用ヲ厚カラシメン為メ徳義ヲ守リ、商業福利増進スル」こととされた。<sup>21</sup> なお薬は人命に関わるため、近世期より日野町では合業仲間を結成し、製造や販売に対し自主規制を行ってきた。<sup>22</sup> 新しい売薬業のあり方を前に、状況に応じて柔軟に組織を変化させることで、日野売薬の存続策を模索していったといえる。<sup>23</sup>

## 第二章 地域の変容と正野玄三

さて大正期に入ると、滋賀県売薬業組合聯合会（以下、聯合会）が結成されることになる。聯合会は大正三年（一九一四）の結成当初、近江日野売薬業組合と甲賀売薬の近江徳盛会・甲賀売薬業組合・売薬神農会組合から組織されていたが、<sup>24</sup> 大正四年（一九一五）には野洲郡薬業組合など八組合が加入し、順次その規模を拡大していった。<sup>25</sup> 事務所は日野町大窪に設置され、<sup>26</sup> 大正三年二月から大正四年四月の会長は日野売薬の正野玄三であった。<sup>27</sup> 事務所設置・会長選出とも日野売薬からなされており、近江売薬の中でも日野売薬はその中心的存在であったことがわかる。

では聯合会はどのような活動をしていたのであろうか。「滋賀県売薬業組合聯合会々則」によると、その事業内容は「会員営業上ノ利益ヲ保護スル為メ関係官庁ニ意見ヲ開陳」するとある。<sup>28</sup> 売薬行政への反対運動については、先述の通り、地域レベルでの展開から、次第にその枠組みをこえた連携がみられるようになっていた。それぞれの地域に設立された売薬業組合を核とする聯合会が結成されたことで、滋賀県下の売薬業者の意見は、すべてここへ集約されることになっていく。

さらに聯合会では「他ノ組合団体ト気脈ヲ通シ且必要ナル事項ヲ協定」することも行った。<sup>29</sup> なおこの活動については、全国組織である中央売薬業同盟会を通じて行われた。中央売薬業同盟会は、「売薬ニ関スル制度及利害ヲ調査研究」し、

「意見ヲ帝國議會政府其他ノ關係官庁へ開陳」することなどを主な事業とし、年一回開かれる会議では、各売薬産地の代表が集まり意見が交換された。<sup>31</sup> 聯合会でも「關係官庁ニ意見ヲ開陳」するとしていたが、中央売薬業同盟会を介し、その内容をより深化させていったといえる。中央売薬業同盟会の創立第一回議員会は大正三年（一九一四）六月一・二日に滋賀県大津市にて開催され、聯合会会長である正野がその会長に選ばれた。<sup>32</sup>

また聯合会では「内地ハ勿論海外ニ視察員ヲ派遣シ、営業上ノ実情ヲ視察シ、世界ノ大勢ニ悖ラサル様努」めた。<sup>34</sup> 大正三年（一九一四）七月六日より会長である正野と橋田治右衛門・大北岩吉の三名で、売薬の市場視察調査を実施している。大北は途中より別行動をとるが、正野と橋田の二名は八月二日までの二十八日間に、まず北部九州を大分・熊本・佐賀・長崎・福岡の順に検分し、その後、下関から釜山へ渡り、京城・開城・平壤・安東県・仁川・大邱をそれぞれまわり、再び釜山から下関へ戻り、帰路につくという旅程をとった。<sup>35</sup>

「視察調査事項報告書」から正野と橋田の行動を追ってみる。北部九州ではそれぞれの県庁へおもむき衛生課長や主任技師と面談し、売薬の製産状況や主な営業者などについて調査している。場合によっては県庁でその地の売薬業関係者を紹介してもらい、すぐさま訪問の上、商況などを聞いている。どの県もおおむね売薬の販売状況は好調であり、特に新聞広告を通じて、新たに九州以外の売薬が入り込んできていることなどに興味を示している。<sup>36</sup>

さらに朝鮮・満州地方へ渡ってからも、担当官庁や現地の日本人売薬業者などへ同様の聴き取りを行っている。しかし日本国内と朝鮮地方では売薬行政のあり方が異なっており、内地薬を移入するにあたっては、日本政府の許可を受け、日本国内と朝鮮地方では朝鮮総督府の許可手続が必要となった。そこで朝鮮総督府警察部にて衛生課長と面談の際、「滋賀県売薬業組合聯合会ノ意見トシテ移入手続キ撤廃」を懇請した。またその他、大邱にては朝鮮王の元侍従であり、薬

業家として朝鮮全土へその名が知られているという李観化と、数時間にわたり意見交換も行っている。そしてこの視察調査から「朝鮮地方ニ於ケル売薬拡張ノ将来ヲ案スルニ、方法ノ適度ヲ得ルニアレハ、優ニ發展ノ余地アルモノト確信ス」との見解をまとめ、海外への販路拡大に今後の活路を見いだすことになった。<sup>37</sup>

ところで聯合会の活動を見てみると、会長正野自らの積極的関与が目立つ。正野が会長職を辞した後に贈られた感謝状にも「貴下ハ本会ノ創設ニ斡旋シ、爾來会長ニ就任シ、克ク其ノ責務ヲ尽サル為メニ本会ノ基礎確立シ、斯業ノ發展ニ資益セルコト甚大ナリ」とその功績が讃えられている。<sup>38</sup>そしてこのような正野の取り組みは、大正三年（一九一四）一月に開業した江州日野製剤株式会社の経営においても見受けられる。<sup>39</sup>

江州日野製剤は日野売薬の橋田治右衛門・大野与三右衛門・藤岡六兵衛・久野周濟堂（久野秀夫）・中井源三郎の五名の営業を合併し、資本金十五万円で日野町大窪に設立された。<sup>40</sup>大正三年（一九一四）三月に出された売薬法を意識し、同社は品質本意の有効売薬調剤を目指した。<sup>41</sup>同法において売薬は、薬剤師や医師などが調製し販売することと定められており、科学的合理性を持ち、無害であることはもちろん、有効でなければならぬと解されていたことによる。<sup>42</sup>なお政府はこれまでも売薬に対する品質取締は厳しく行ってきたが、実際には明治一〇年（一八七七）の売薬規則以来、売薬の定義は「丸薬・膏薬・煉薬・水薬・散薬・煎薬等、家方ヲ以テ合劑シ販売スルモノ」というあいまいなものであった。<sup>43</sup>それに対し売薬法の制定は、これら家伝による調剤を原則禁止することにつながった。<sup>44</sup>売薬免許をすでに得ている者については、一代限りにおいて営業を譲渡することも可能であったが、<sup>45</sup>それは一時的な対処法でしかなく、日野売薬の者たちも否応なしに営業転換をせまられた。江州日野製剤では西川泰二郎を主任薬剤師として迎え、各家伝薬を新たに調合することになった。<sup>46</sup>

江州日野製剤の重役構成は、取締役社長に正野玄三、常務取締役に久野秀夫・橋田治右衛門・大野与三右衛門・奥村政治郎、取締役に近藤市右衛門・磯崎正吉、監査役に石岡清蔵・岡本与三松・岡平兵衛というものであった。<sup>47</sup>旧営業者は藤岡と中井を除いては常務取締役となつてゐる。<sup>48</sup>なおそもそも自家の営業がこの合併に含まれていないにもかかわらず、正野が社長へ就任していることは注目に値する。前日野町長石岡など日野地域の有力者もメンバーに含まれてゐるが、監査役にすぎない。一方、取締役に名を連ねてゐる近藤と磯崎は、それぞれ彦根町、大津市の薬種商である。<sup>50</sup>複数名の営業を合併するにあたり、日野地域以外からも重役を取り入れることで、経営の公正をはかる必要があつたと思われる。これは聯合会のネットワークをいかしたものであり、正野でなければ不可能な人選といえよう。

会社の詳細な経営内容や運営方法については不明である。ただし社長である正野へ常務取締役久野が随時指示をおおぐかたちで進められていたようである。開業前後は正野自身も会社へ頻繁に出社していたが、<sup>51</sup>大正四年(一九一五)二月頃からは出社回数が減少しはじめた。しかしそれに変わつて毎朝久野が正野家を訪ねるようになった。<sup>52</sup>印紙購入費用五十円の決済など、問い合わせが見られる。<sup>53</sup>

また決済事項に関わつては大正四年(一九一五)六月、京都の小西なる人物が支払いを求めて江州日野製剤へ来社するという出来事があつた。詳しい経緯についてはわからないが、せめて千円だけでも支払つてほしいとする小西に会社側は「橋田名義約手にて三〇〇円にて辛抱なし呉候様」伝えたが、同意が得られなかつたために、「会社名にて六〇〇円ノ約手ヲ渡す」ことで解決をはかつた。そして久野が正野へ「約手〇印の処へ社長印御捺印被下度」依頼をした。<sup>54</sup>おそらく小西は正野が押印する会社名義の約束手形であつたからこそ、この条件を聞き入れたと考えられる。正野は会社の対外的信用を支える役割を果たしていたといえよう。

さらに大正四年（一九一五）七月のものと思われる「月末金融予算」を見ると、「社長時借」として千五百円が計上されている。その一方で、「社長返」二百円、「橋田かし」・「大のかし」<sup>六〇</sup>「百円ずつの記載も見受けられる」<sup>五五</sup>。正野は会社や旧営業者に対し、恒常的に金銭面での援助を行っていたこともわかる。

また江州日野製剤は朝鮮大邱京町に支店を有していた。<sup>五六</sup>聯合会が実施した北部九州および朝鮮・満州地方への売薬市場視察調査は、同社が設立される直前のことである。その際の視察員であった正野と橋田がともに同社の経営にたずさわっていることから、先の視察は支店設置を視野に入れて実施されていたといえる。なお大邱は朝鮮で最大規模とされる漢薬市が年二回開催され、各地から商人などが数多く集まった。<sup>五七</sup>大邱は日本からの移入薬を新規に流通させる上で、理にかなった地であった。開業に先立ち大正三年（一九一四）九月二二日に朝鮮へ向けて出張員が派遣され、<sup>五八</sup>大津市出身の東郷成憲が支店長として現地を差配することになった。<sup>五九</sup>

しかし視察の際に正野らが大邱で面談した李観化を支店経営に関わらせたことが問題を生じさせた。李は「如何ナル売薬ニテモ李観化ニ托セハ多数ニ販売セラル、者ノ如シ」との評判であったが、次第に東郷ら本社出張員と意見が対立するようになり、支店の中に混乱をまねいた。<sup>六〇</sup>そのため商況は好調であったにもかかわらず、<sup>六二</sup>大邱支店は「大正五年（一九一六）六月に整理されるにいたる」<sup>六三</sup>。

なお正野は大正四年（一九一五）一〇月に社長の職を辞しており、<sup>六四</sup>その在任期間は一年にすぎない。新設企業の経営を軌道にのせ、その責務を果し終えての退任であったともいえるが、ではそもそもなぜ正野が社長となりえたのであるうか。そこで大正期にまとめられたと思われる日野町内の功績者調査書から、正野と江州日野製剤についての記載を見てみよう。<sup>六五</sup>

本町ハ往昔ヨリ売薬ヲ製造シ各地ニ行商シ、斯業ノ産額ヤ実ニ我町ノ冠タリ、然ルニ売薬法ノ改正ニ伴ヒ、小營業者ニ於テハ将来經營ノ困難ナルヲ看取シ、大正三年江州日野製剤株式会社ヲ設立スルノ計画ヲ樹テ創立委員トナリ、遂ニ設立ノ目的ヲ達シ、同会社々々長ニ選ハレ、之レカ經營發展上ニ努力セラレ、其功績實ニ尠カラズ

江州日野製剤の設立主旨は、売薬法に基づいた品質本意の調剤であったことは先述の通りである。しかし実際には、そのような売薬法への対応が難しく、経営難となることが見込まれた売薬業者を救済するための合併であったことがわかる。そして近世期以来続く、日野売薬の存続のため、この事業を主体的に組織・運営し、リーダーシップを発揮したのが正野であった。

なお正野玄三家は元禄期（一六八八〜一七〇四）に日野地域で最初に製薬業を開始した家である。当主である八代玄三は聯合会会長以外にも日野町長など地域の公職を多数歴任しており、道路の改修や電信架設の実施、戦時国債への応募の他、近江鉄道をはじめとする地域内の企業経営へも数多くたずさわっている。<sup>67</sup>このような正野の活動からは、地域の公益を追求する名望家<sup>68</sup>として姿勢を見いだせよう。しかしそれは同時に「町民亦氏ノ徳望ヲ慕」<sup>（正野）</sup>うがゆえ、<sup>69</sup>地域の期待に応えようとするものでもあった。

では売薬法への対応が危ぶまれた売薬業者、つまり江州日野製剤の旧業者である橋田・大野・藤岡・久野・中井の五名と正野の違いは何であろうか。一口に同じ日野地域の売薬業者であると言っても、その営業方法や規模は異なっていた。

まず営業方法について見てみよう。明治一〇年（一八七七）の売薬規則において区分されているように、自家で製薬業を営む正野は売薬営業者にあたる。ただし正野は日野以外に大阪北浜へ支店を有し、売薬の製造卸売業を展開してい

た。<sup>70</sup> また中井の場合、栃木県太田原に出店を構えていたが、売薬はさまざま営む事業の内の一つであり、請売りをしているにすぎなかった。<sup>71</sup> それに対し藤岡の場合は売薬の販売をメインとしているが、店舗を構えない行商人であったと思われる。<sup>72</sup> なお橋田・大野・久野については、どのような営業形態であったのか詳細はつかめない。

次に営業規模の違いを、【表1】から見てみる。まず明治三一年（一八九八）の営業税額で比較してみよう。正野・橋田・藤岡しか判明しないが、橋田・藤岡は正野の三分の二程度の営業税額にすぎない。次に明治三三年度（一八九〇）と大正四年度（一九一五）の日野町における県税戸数割負担の等級から、各売薬業者のランクを比べてみる。日野町に住居していない西大路村の藤岡については不明であるが、正野の場合、明治三三年度は四〇等級中一等級、大正四年度は三〇等級中三等級に位置している。また中井の場合、前者が二等級で後者は八等級であった。上位等級ほど税負担は大きくなることから、この二人の営業規模は日野町内においてトップクラスであったと考えられる。そして他の者た

【表1】 正野および江州日野製剤旧業者の営業規模

	明治31年 (1898)	明治23年度 (1890)	大正4年度 (1915)
	営業税 (円)	戸数割等級 (40等級)	戸数割等級 (30等級)
正野玄三	40,860	1	3
中井源三郎		2	8
橋田治右衛門	26,000	29	14
大野与三右衛門		39	19
藤岡六兵衛	22,000		
久野秀夫			19

出典：「日本全国商工人名録」（第2版・明治31年）渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧（滋賀・和歌山編）』所収、日本図書センター、1991年・「滋賀県蒲生郡日野町会決議」正野玄三家文書（#3985）・「日野町会決議録」正野玄三家文書（#2119）

備考：久野は北比都佐村十禅寺出身であるが、大正4年度より新規で日野町にて県税戸数割負担を行っている。

ちについては、橋田は明治三三年度に二九等級、大正四年度に一四等級、大野はそれぞれ三九等と一九等級、久野は大正四年度のみであるが大野と同じく一九等級に位置している。

このように営業規模で比較すると、正野・中井と橋田・大野・藤岡・久野ではその差が大きく開いていることがわかる。ただし中井の場合は売薬以外の事業も営んでおり、売薬のみでの事業展開を考慮すると、正野が日野地域の中では突出した存在となった。明治期以降、売薬行政の変革の波は等しく売薬業者へ押し寄せた。この事態は正野よりも、橋田・大野・藤岡・久野のような小規模業者に深刻な影響を与えたといえる。そして売薬法の制定は、彼らが営業を持続することをさらに困難とするものであった。そこに手をさしのべたのが正野であったといえる。

正野が地域のために尽力する姿を「是レ素ヨリ貴下ガ豊富ナル資力ト公共的精神ノ発露ニ依ルト雖、亦其人格ノ高潔ナルニアラズンバ何ゾ能ク如斯ナルヲ得ンヤ」と功績者調査書では評している。<sup>73</sup> 日野売薬においては、めまぐるしく変化する売薬行政にも、それに応じた体制が整えられていった。このような地域の変容は、正野の公益心によってもたらされていた部分が大い。そしてこのことは、地域における正野の名望家としての存在意義を高めることにつながっていたといえる。

### 第三章 正野玄三家の製薬事業

さて当主である八代正野玄三が近江日野製剤株式会社の社長職についていた間も、むろん正野家において自家の製薬事業は営まれていた。社長就任は地域の売薬業を牽引する上で必要なことであったが、同じ事業を併行して二つ展開していたことになる。これは矛盾をはらんでおり、自家の営業を江州日野製剤に合併することも可能であったといえよう。

そこで大正期の正野家の製薬事業を「寒製記事顛末」を中心に検討してみる。「寒製記事顛末」は明治四〇年度（一九〇七）から昭和一四年度（一九三九）まで、正野家の家伝薬「万病感応丸」の「寒製」（製薬）作業や、毎年の特記事項などを記したものである。<sup>74</sup>

まず薬の製造について見てみよう。売薬法が制定される以前、明治末期における正野家の製薬作業は、毎年一月末から二月にかけて一・二週間程度、当主である八代玄三、その息子玄二郎（のちの九代玄三）、および店内の主要役職者など、六〜八名によって行われていた。<sup>76</sup> なお「万病感応丸」の製法は極秘とされており、製薬作業にたずさわれるのは、近世期より正野家の上層者のみであった。<sup>77</sup> この秘密保持に関しては、明治三五年（一九〇二）一月の正野家「家則」にも「製薬調合ノ薬味并ニ製法等、他人傍輩ハ勿論親子タルトモ一切申聞ケ間敷候」と規定している。<sup>78</sup>

しかし大正三年（一九一四）の売薬法制定は、そのような家伝薬を否定するものであった。正野家において、薬剤師の導入がどの時点でなされたかについては不明であるが、大正二年（一九一三）、富山県主催聯合共進会への「万病感応丸」出品にあたっては、薬の原料および産地、容量などを「解説書」にてすでに開示している。<sup>79</sup> そして売薬に対する締め付けを乗り切るため、大正二年二月一日、玄二郎を主任として店務改革がはじまった。<sup>80</sup> 地域のために奔走する八代玄三にかわり、自家の経営は息子玄二郎が担うことになった。この時、玄三五二歳、玄二郎二四歳である。<sup>81</sup> なお改革実施にあたっては「先ツ向後三ヶ年ヲ予備期」とし、「資本金ヲ定メ、新経営スルコト」が表明された。<sup>82</sup>

では「新経営」とは何をさすのか。改革実施二ヶ月前の一〇月に作成された計画案に、その主旨が述べられている。<sup>83</sup>

本店々務ノ改正ハ、嘗テ明治四拾一年十二月一日ヲ以テ其要旨ヲ發布セシモ、其後実行セシムベキ発案者一人迄モ欠員トナリタルニ依リ、今ニ至ツテ其実施ヲ見ザルノミナラズ、却ツテ月ヲ経テ退讓ノ情況ニ陥リ、今ニ於テ宜シ

ク周到一意革新ノ策ヲ講ゼズンバ、意外ノ悲境ニ相遇セザランモ、亦知ルベカラズ、転々寒心ニ堪エザラシムル者アリ、勿論近時世間ノ不況ニ基クトハ雖モ、亦頗ブル遺憾トスル処ナリ、幸ヒ諸員ノ奮勵不屈ノ誠意ニ頼ミ、更ラニ今回大ニ其改竄ヲ施シ、名実相伴ハシメ、加フルニ後進ノ者ヲシテ進級セシムベキ途ヲ開キ、属々協議會ヲ起シテ相互ノ融和ヲ量リ、不平ナカラシメ、大ニ時運ノ發展ヲ疑議シ、販路ノ拡張ヲ画策シ、互ニ意見ヲ吐露シテ俱ニ仮借ナク、一致団結以テ職ニ就キ業ヲ執リ、一意尽瘁、店則ノ実行ヲ期シ、以テ盛境ニ入ルノ実ヲ挙ゲ、誓テ祖君ノ遺徳ニ報ヒ、大ニ諸員ト福利ヲ共ニセントス

明治四一年(一九〇八)にどのような店務改正を行ったかについては不明であるが、それが守られない状況にあることを憂いている。そこで今回、心機一転みなどで団結し、販路を広げるなど、経営拡大をめざしている。なお「祖君ノ遺徳ニ報ヒ」とあるが、大正二年度(一九一三)は初代玄三が「万病感応丸」をはじめ製造したとされる正徳四年(一七一四)から数えて、ちょうど二百回目の製造となる節目の年であった。<sup>85</sup>また「後進ノ者ヲシテ進級セシムベキ途ヲ開」こうとしていることからは、正野家の家業永続に対する強い意識がうかがえる。

新たに定めるとした本店の資本金については【表2】のように、一万三千五百五十五円六十二銭六厘と決定し、これが本家より当分無利息にて貸し渡されることになった。内訳を見てみると七千四百円余と薬種の割合がもつとも大きく、五十%以上を占めている。しかし実際には「感応丸原料タルベキ高価薬種ハ本家所有」としており、【表2】の薬種現在高および原料品現在高中にこれらの価格は含まれておらず、むしろ資本金にも反映されていない。<sup>86</sup>なお正野家では明治二一年(一八八七)以降、本家と本店を区分したが、それまで本家にて売薬を製造販売してきた経緯もあり、両者の間に明確な線引きをすることは不可能であった。<sup>87</sup>大正期にいたっても、この状況が改められることはなく、そのまま

あつたことがわかる。そして予備期間をおえた大正五年（一九一六）に第一回本決算を実施している。「本年十月三十日ヲ以テ改革後初メテ本決算第一回ヲ祖先ニ報告ス」とし、【表3】を明らかにした。

まず①「売買損益表」を見てみよう。

「売薬卸売高」から「他店売薬小売高」

までの売上高を合計すると、総売上高

は二万五千円強となる。それに対し「売買益」はほぼ五千円であることから、売上利益率は二十％程度であつた。正野家は十分健全な経営を実施していたことがわかる。また最終的な「純益金」は②・③の通り六千五百円余である。そこに前期益金繰越の八百円余を加えた総利益金七千三百円余については、④「益金処分」として「本家得納金」四十％、「積立金」三十％、「賞与金」三十％の三分割にする三ツ割制度が用いられた。本家への配当割合が大きいことから、家の保持が重視されていることがうかがえる。<sup>89</sup>ではこのような利益は何によつてもたらされたのであろうか。

改革の計画案にも記されていたように、正野家は大本期に入つてから、積極的な販路拡大を行っている。明治一三年（一八八〇）よりすでに大阪北浜に支店（のちに大阪出張所へ改称）を有していたが、大正四年（一九一五）四月より「嶋村喜蔵ヲ東京ニ出張常住」させ、新たに東京出張所を上野寛永寺近くの初音町三丁目（現東京都台東区）に設けた。<sup>93</sup>

【表2】 大正2年正野本店資本金 (円)

資産の部	
薬種現在高	7435.932
雑種現在高	100.120
売薬現在高	356.546
部外品現在高	4.915
原料品現在高	70.451
丸薬品現在高	1913.757
装置品現在高	1294.924
荷造品現在高	135.187
貯造品現在高	585.425
売下品現在高	68.313
什器現在高	243.390
京都支店売掛貸残	64.602
大阪出張所売掛貸残	584.500
代理店10軒売掛貸残	468.790
得意先50軒売掛貸残	177.054
時貸及諸立替	88.845
現在金銀	49.994
合計	13642.745
負債の部	
借入金	87.119
差引	
資本金	13555.626

出典：「棚卸表」正野玄三家文書（#1175）

【表3】大正5年10月正野本店決算報告

壳薬卸壳高	16,281.530	壳薬及部外品製造高	13,404.592
壳薬小壳高	655.837	雜種買入高	4,258.476
藥種壳上高	3,099.884	藥種買入高	1,864.297
雜種壳上高	5,169.074	他店壳薬買入高	75.417
部外品卸壳高	125.387	壳薬戻入高	20.438
部外品小壳高	31.085	壳薬繰越高	295.847
他店壳薬卸壳高	102.282	部外品繰越高	23.379
他店壳薬小壳高	34.885	藥種繰越高	6,776.188
壳薬現在高	295.089	雜種繰越高	974.442
藥種現在高	6,015.353	他店壳薬繰越高	159.485
雜種現在高	908.883	壳買益	5,003.513
他店壳薬現在高	122.711		
部外品現在高	14.074		
合 計	32,856.074	合 計	32,856.074

装置益	6,049.868	雜 損	145.879
壳買益	5,003.513	特別雜損	371.957
壳下手数料	209.203	値 引	24.520
雜取益	214.919	壳薬交換損	41.065
		營業費	4,337.991
		当期純益金	6,556.091
合 計	11,477.503	合 計	11,477.503

藥種現在高	6,015.353	資本金	13,555.626
壳薬現在高	295.089	借入金	11.985
雜種現在高	908.883	未払金	244.818
部外品現在高	14.074	前期益金繰越	833.282
他店壳薬現在高	122.711	当期純益金	6,556.091
壳下現在高	178.281		
貯藏物品現在高	602.525		
装置品現在高	1,171.213		
荷造品現在高	64.135		
原料品現在高	332.666		
丸薬現在高	1,130.524		
大阪出張所壳掛	2,363.078		
東京出張所壳掛	473.190		
川島支店壳掛	238.705		
小梶外代理店壳掛	464.066		
得意先壳掛	1,247.022		
改築仮出金	1,374.615		
本家貸越高	39.650		
時 貸	24.130		
振換預金	63.760		
銀行預金	3,617.050		
現在有金	173.912		
備品及什器	287.170		
合 計	21,201.802	合 計	21,201.802

前期益金繰越	833.282
当期益金	6,556.091
合 計	7,389.373

↓	
本家得納金 (40%)	2,955.751
積立金 (30%)	2,216.812
賞与金 (30%)	2,216.810

出典：「決算報告書」正野玄三家文書（#1179）

そして喜三七は販路拡大にあたり、大問屋ではなく直接小売店へ働きかける方法をとった。「日本橋区ヲ中心トシテ江州人ノ多キ場所に注目シ、叮嚀反覆其真効経歴ヲ示シ、先ツ第一ニ品ヲ預ケ、次ニ手刷ノ広告紙ヲ其店ノ名ヲ并記シテ其附近へ撒布スルコト再々、然ル後再び其店ニ趣テ重ネテ依頼ス」ること、<sup>95</sup>「至急奏効トマデモ行カズトモ非常ニ小売店ノ感情ヲ喜」ばせ、「喜三七ノ人物ハ漸次信用ヲ得ツ、アルモノ、如ク讚美スル店多カリシ」状況を築いていった。<sup>94</sup>

「江州人ノ多キ場所」が注目されているのは、正野家で製造された売薬が、行商人による販売ではなく、主に近江商人の各地出店を通じて店頭販売されていたことによる。<sup>95</sup>つまり正野家で実施された販路拡大策とは、販売方法そのものを変えるのではなく、従来からの顧客との関係をより深めることで、販売網の再編成をめざすものであった。東京出張所はその拠点であろう。そして東京市中から郡部、地方へと次第にその範囲を広げようとした。

なお初音町の東京出張所は道路を隔てて二面が墓地の板塀に接しており、人通りが少なく、また交通機関を利用する上でも不便であった。それゆえ得意先回りを実施するには不経済であるとして、移転が検討された。その際も「江州人ノ最モ多キ銀座・日本橋区」を視野に入れながら移転先を探したが、あまりにも得意先と近接してしまふと、かえって「感情ヲモ害スル憂」いがあるため、市中から少し離れた場所をあつた。<sup>96</sup>顧客との信用関係を重視していたことがうかがえる。そして大正一二年（一九二三）三月によく「東京小石川区駕籠町ニ経費一万九千八百六十八円八十八銭ヲ費シ、地所家屋ヲ挙ゲ」ることになった。しかし半年後の九月一日、「関東大震災ニアヒ計画ニ一頓挫ヲ来タシ、得意先ノ消失損難多大ナリ」という状況に陥ってしまう。ただし東京以外にも大正九年（一九二〇）には北陸、大正一一年（一九二二）には山陰、大正一三年（一九二四）には山陽・山城・美濃・信州へと、すでに販路は順調に拡張しており、また大正一四年（一九二五）、北浜にあった大阪出張所を瓦町二丁目へ移転した。<sup>97</sup>

販路の見直しや顧客との関係改善を推し進めた結果、売上げが増し、正野家では売薬の増産が必要となった。そこで製薬作業の開始時期を年によっては一二月に早めたり、さらには工場を導入することとなった。大正七年(一九一八)四月三〇日に「店勝手新築落成式」が行われ、この年より「男女工ヲ採用シ始」めた。そして大正八年(一九一九)より「店部ノ工場ニ於テ開始執務」するようになり、大正一一年(一九二二)には、「機械工場ヲ大東旧米蔵ニ新設」し、薬種を粉末にする作業や、薬の裁断などが行われた。<sup>98</sup>

しかし新規採用された職工たちと従来からの店員とは、仕事内容が区別されており、職工の採用が開始されて以降も、極秘とされた製薬作業については、やはり店の限られた者のみで行われ続けた。<sup>99</sup> 売薬法においては、科学的根拠に基づく売薬の有効性が重視されたことから、正野家でも「万病感応丸」の原料を開示するなどしてきた。しかし職人的な技術を要する製法そのものについては、売薬法の規定に直接的にふれるものではなかったといえる。正野家は「万病感応丸」の製法技術を秘伝のままとし、他言しないことで、正野家独自の「万病感応丸」を固持しようとしたのである。

つまり江州日野製剤に自家の営業を合併しなかった理由は、合併により他者が参入することで、自家の独自性が失われることを恐れたためと考えられる。初代玄三より築いてきた「万病感応丸」のブランド価値、およびその製造・販売元である正野家の信用維持のため、個人経営であり続ける必要があった。それは昭和七年(一九三二)に記された「万病感応丸用法及起源」に、「感応丸・万応丸ノ始メヨリハ将サニ式百拾九年トナル、年久フシテ其名愈高キハ蓋シ世間信用ノ厚キヲ証スルニ足ランカ」と、述べられていることからもうかがえよう。<sup>100</sup>

さてこのような玄二郎による改革は、正野家の経営を格段に向上させた。断片的な数値しか判明しないが、一ヶ年の

総売上高は、大正二年（一九一三）に八千円余であったものが、大正二三年（一九二四）には六万円弱にまで増え、また積立金については、大正五年（一九一六）の決算時に二千円強であったものが、大正一四年（一九二五）には三万円強に増加した<sup>100</sup>。そして大正一四年四月七日、玄二郎が九代玄三を襲名するにいたった<sup>101</sup>。

### おわりに

近代における日野売薬は、西洋医学を旨とする売薬行政と対峙する中で、その構造を変化させていった。近世期以来の合業仲間を日野売薬業組合へと改組し、さらには地域の枠組みをこえ、他の組織と歩調を合わせながら、今後の解決策を探ろうとした。そして新たな売薬行政に戸惑う小規模業者たちは、江州日野製剤株式会社設立により救済されることになった。なおこのように日野売薬の進むべき道を方向付け、牽引したのが八代正野玄三である。

【表4】 売薬生産企業体整備計画

新企業体名称	資本金 (円)	既存業者数(社/名)		既存業者生産高(円)		既存業者 資本金累計 (円)	内払済額 累計 (円)	諸積立金 累計 (円)
		法人	個人	法人	個人			
日本メソソローラム株式会社	1,000,000	1	0	4,001,495	0	500,000	290,000	125,000
昭和製薬株式会社	198,000	4	110	730,083	834,738	157,500	127,500	13,533
近江日野製薬株式会社	188,000	1	38	543,600	963,710	150,000	114,000	150,400
滋賀県製薬株式会社	500,000	14	120	2,046,190	1,281,274	430,500	334,150	183,388

出典：「滋賀県売薬生産企業体整備計画」正野玄三家文書（#758）

しかし八代玄三のこのような名望家としての活動は、必ずしも自家の製薬業経営にプラスとなるものではなかった。そこで地域の公益を追求する八代玄三に代わり、その息子、玄二郎（九代玄三）が正野家の店務改革に乗り出す。玄二郎の行動から見えてくるものは、正野家の強い家業および家意識であった。それは初代玄三以来、二百年にわたり築きあげてきた正野家のブランド価値や信用を維持するためのものでもあった。それゆえ正野家は他者が自家の経営に参入することを拒み、個人経営であり続けた。

ところが昭和一六年（一九四一）、「滋賀県売薬生産企業体整備計画」が発表され、滋賀県下の売薬業者は【表4】のように四つの企業体へ整備されることになった。正野家の営業は、この戦時体制下の外的要因により、近江日野製薬株式会社に加えられ、昭和一八年（一九四三）四月一日、自家での売薬製産を中止するにいたる。<sup>106</sup>なお近江日野製薬の初代社長には九代玄三が選ばれた。そして九代玄三は「昭和十八年四月一日売薬生産企業整備ニヨリ新ニ近江日野製薬株式会社に設立シ、之レガ社長トナリ、永代ノ製薬業ヲ之レニ引継ナリ」として「乍遺憾」も、家業および家の永続を同社へ託したのであった。

## 註

- 1 主な売薬業史としては、通史では富山県『富山県製薬史』通史、一九八七年や奈良県製薬史編さん審議会編『奈良県製薬史』通史編、奈良県製薬業連合会、一九九一年、近代以降を取り扱ったものでは、二谷智子「大正期における富山売薬業の「製剤統一」と生産構造の変容」『土地制度史学』一六六、二〇〇〇年、同「一九世紀における配置売薬業の経営―富山県高岡市岡本家を事例として―」『経営史学』三八―三三、二〇〇三年や武知京三「近代日本と大和売薬―売薬から配置家庭薬へ―」『税務経理協会』一九九五などがある。また近江売薬に関しては、柚庄章夫編『滋賀の製薬史』、滋賀県製薬協会、一九七五年がある。
- 2 「日野町」の範囲は時期によりかわる。本稿において「日野地域」とした場合は、現在の日野町域とする。なお日野町の範囲は、

- 近世期の日野町は大窪・村井・松尾のみであるが、明治二二年に大谷村・上野田村・小井口村・日田村・木津村・日野河原村・寺尻村が加わり、さらに昭和三〇年に東桜谷村・西桜谷村・北比都佐村・南比都佐村・西大路村・鎌掛村が加わり現在の日野町域となる。
- 3 「合業仲間御請書調合人数書」日野小学校文書（#なし）。  
 拙稿「近江商人正野玄三家の合業流通」『経営史学』三九―三、二〇〇四年。
- 4 前掲『奈良県業史』通史編、八三頁。
- 5 前掲『富山県業史』通史、四二八―四二九頁。
- 6 前掲『富山県業史』通史、四三一―四三五頁。
- 7 前掲『富山県業史』通史、四三七―四三八頁。
- 8 前掲『富山県業史』通史、四五六―四五七頁。
- 9 前掲『富山県業史』通史、四五八―四六二頁。ただし売業印紙税については、明治三二年に印紙税法が出されると、収入印紙をもつて納付する方法へかわる（前掲『富山県業史』通史、五一九頁）。
- 10 前掲『富山県業史』通史、四六八頁。
- 11 前掲『奈良県業史』通史編、九六頁。
- 12 前掲『富山県業史』通史、四六八頁。
- 13 「売業営業上ニ付上申書」正野玄三家文書（売業規則布令纏）（#1884）所収。
- 14 「御直聴願」正野玄三家文書（売業規則布令纏）（#1884）所収。
- 15 前掲『富山県業史』通史、四六六頁。
- 16 「陳情書」正野玄三家文書（官衛公事向往服書類）（#1047）所収。
- 17 「売業税ニ関スル陳情書」早稲田大学大隈関係文書（#14a0423）。
- 18 「陳情書」正野玄三家文書（官衛公事向往服書類）（#1047）所収。
- 19 「陳情書」正野玄三家文書（官衛公事向往服書類）（#1047）所収。
- 20 「売業増税ニ関スル陳情書」前掲『滋賀の業史』所収、一〇二―一〇五頁。日野売業からは久野秀夫・安井平左衛門・橋田治右衛門・福田久兵衛・岡平兵衛・藤岡六兵衛、甲賀売業からは近江製剤株式会社取締役望月栄之助・中谷兵次郎・渡辺詮吾・大北岩吉・嶋本滝蔵がメンバーとなっている。
- 21 「近江日野売業組合規約書」正野玄三家文書（#1095）。
- 22 「合業仲間御請書調合人数書」日野小学校文書（#なし）。
- 23 株仲間と同業組合の関係については藤田貞一郎『近代日本同業組合史論』清文堂、一九九五年に詳述されている。また日野地域で

は明治一八年に江洲日野商人組合が設立されており、この中に近江日野売薬組合のメンバーも含まれている。

- 24 「滋賀県売薬組合聯合会々々則」正野玄三家文書（#1524）。  
 25 「大正四年滋賀県売薬組合聯合会議事録」正野玄三家文書（#2165）。  
 26 「滋賀県売薬組合聯合会々々則」正野玄三家文書（#1524）。  
 27 「日野町功績者高井愛蓮・正野玄三・西村市良右衛門調査書綴」日野町有文書（#4）。なおこの章における正野玄三は、八代玄三尚旨のことである。  
 28 「滋賀県売薬組合聯合会々々則」正野玄三家文書（#1524）。  
 29 「滋賀県売薬組合聯合会々々則」正野玄三家文書（#1524）。  
 30 「中央売薬業同盟会々々則」正野玄三家文書（#2132）。中央売薬業同盟会は兵庫県・和歌山県・大阪府・京都府・奈良県・滋賀県・福井県・石川県・富山県の売薬業者から組織されていた。  
 31 「大和売薬同業組合業務成績 抜粹」奈良県売薬史編さん審議会編『奈良県売薬史』資料編、奈良県売薬連合会、一九八八年、四五八頁。  
 32 「大和売薬同業組合業務成績 抜粹」前掲『奈良県売薬史』資料編、四五八頁。  
 33 「日野町功績者高井愛蓮・正野玄三・西村市良右衛門調査書綴」日野町有文書（#4）。  
 34 「滋賀県売薬組合聯合会々々則」正野玄三家文書（#1524）。  
 35 「視察調査事項報告書」正野玄三家文書（#2118）。『視察調査事項報告書』の全文は拙稿「大正三年における北部九州および朝鮮・満州地方の売薬商況―滋賀県売薬組合聯合会」『視察調査事項報告書』―『福岡大学商学論叢』五三―二、二〇〇八年を参照のこと。  
 36 「視察調査事項報告書」正野玄三家文書（#2118）。  
 37 「視察調査事項報告書」正野玄三家文書（#2118）。  
 38 「日野町功績者高井愛蓮・正野玄三・西村市良右衛門調査書綴」日野町有文書（#4）。  
 39 「江洲日野製剤株式会社開業案内」正野玄三家文書（#2132）。  
 40 滋賀県日野町教育会編「近江日野町志」巻中、臨川書店、一九八六年（復刻版）、七三三・七三三頁。  
 41 「江洲日野製剤株式会社開業案内」正野玄三家文書（#2132）。  
 42 前掲『奈良県売薬史』通史編、九〇頁。売薬法第六條に「薬剤師・薬剤師ヲ使用スル者又ハ医師ニ非サレハ売薬ヲ調製シテ販売スルコトヲ得ス」と定められた。  
 43 「売薬規則」厚生省医務局編『医制百年史』資料編、ぎょうせい、一九七六年、三二六・三二六四頁。

- 44 前掲『奈良県業史』通史編、八九・九〇頁。
- 45 売薬法第二四條に「本法公布ノ際現ニ売薬營業者タル者ハ第六條又ハ第七條ノ規定ニ拘ラス売薬ヲ調製シテ販売シ、又ハ売薬免許ヲ讓受ケ若ハ相続スルコトヲ得」とある。第六條については註42を参照のこと。また第七條は第六條の者に限り売薬免許を譲り受け相続できるというものである。
- 46 「江洲日野製剤株式会社開業案内」正野玄三家文書（#2132）。
- 47 「江洲日野製剤株式会社開業案内」正野玄三家文書（#2132）。
- 48 藤岡六兵衛は明治後期より奥村平兵衛を後見人になたてていることから（「売薬税二関スル陳情書」早稲田大学大隈関係文書（#14425）など）、常務取締役の奥村政次郎は奥村平兵衛の關係者かと思われる。また中井限三郎は大正五年に没し、その後、養子の不行儀から家が没落するにいたる（前掲『近江日野町志』巻中、五七三頁）。
- 49 前掲『近江日野町志』巻中、一九〇頁。
- 50 「日本全国商工人名録」（第五版・大正三年）渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧（滋賀・和歌山編）』所収、日本図書センター、一九九一年。
- 51 「日誌」（大正三年）正野玄三家文書（#1834）。
- 52 「本家日誌」（大正四年）正野玄三家文書（#1835）。ただし五月二三日以降は外池泰二郎が訪問している。外池は江州日野製剤の庶務部書記（書簡）正野玄三家文書（#2120）。
- 53 「書簡」正野玄三家文書（#2120）。
- 54 「書簡」正野玄三家文書（#2120）。
- 55 「書簡」正野玄三家文書（#2120）。
- 56 前掲『近江日野町志』巻中、七三三頁。
- 57 「視察調査事項報告書」正野玄三家文書（#2118）。
- 58 「日誌」（大正三年）正野玄三家文書（#1834）。
- 59 「書簡」正野玄三家文書（#2163）。
- 60 「視察調査事項報告書」正野玄三家文書（#2118）。
- 61 「書簡」正野玄三家文書（#2156）。
- 62 「書簡」正野玄三家文書（#2156）。
- 63 前掲『近江日野町志』巻中、七三三頁。
- 64 「日野町功績者高井愛蓮・正野玄三・西村市良右衛門調査書綴」日野町有文書（#4）。

- 65 「日野町功績者高井愛蓮・正野玄三・西村市良右衛門調査書綴」日野町有文書(廿4)。  
 売葉に関する法令をすべてまとめて「売葉法」と表現していると思われ、大正三年の売葉法が改正されたという意味ではない。
- 66 「日野町功績者高井愛蓮・正野玄三・西村市良右衛門調査書綴」日野町有文書(廿4)。
- 67 地域のために尽力する名望家については、高久嶺之介「近代日本の地域社会と名望家」柏書房、一九九七年に詳述されている。
- 68 「日野町功績者高井愛蓮・正野玄三・西村市良右衛門調査書綴」日野町有文書(廿4)。
- 69 拙稿「明治期における近江商人の企業家活動―正野玄三家の事例―」『企業家研究』二一、二〇〇五年。
- 70 「日野商人組合出店本宅調査」中井源左衛門家文書(廿680) 滋賀大学経済学部附属史料館蔵。
- 71 「日野商人組合出店本宅調査」中井源左衛門家文書(廿680) 滋賀大学経済学部附属史料館蔵。
- 72 「各種功労者書類綴」日野町有文書(廿396)。
- 73 「寒製記事顛末」正野玄三家文書(廿638)。
- 74 玄二郎は八代玄三の次男である。なお長男孝之輔は大阪堂島中学卒業後、父母に背く状況が続いた(「系譜帳 全」正野玄三家文書(廿なし))。
- 75 「寒製記事顛末」正野玄三家文書(廿638)。
- 76 前掲拙稿「近江商人正野玄三家の合業流通」。
- 77 上村雅洋「明治期における日野商人正野家の家則と店則」同『近江日野商人の経営史的研究』平成一五年度〜平成一七年度科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇六年。
- 78 「解説書」正野玄三家文書(官衙公事向往服書類)(廿1047) 所収。
- 79 「寒製記事顛末」正野玄三家文書(廿638)。
- 80 八代玄三は文久元年一月二日、玄二郎は明治二年二月一〇日生まれである。「系譜帳 全」正野玄三家文書(廿なし)。
- 81 「寒製記事顛末」正野玄三家文書(廿638)。
- 82 「正野家組織改革ニ付存意書」正野玄三家文書(廿1100)。
- 83 明治四年の店務改正については詳細がつかめないが、その他の明治期における家則および店則については、前掲上村「明治期における日野商人正野家の家則と店則」に詳述されている。
- 84 「寒製記事顛末」には「回数」という項目があり、正徳四年から数えた年数が記載されている。大正二年度は「二百回」とある。
- 85 「棚卸表」正野玄三家文書(廿116)。
- 86 前掲上村「明治期における日野商人正野家の家則と店則」。
- 87 「寒製記事顛末」正野玄三家文書(廿638)。
- 88

- 89 明治期の正野家における利益処分については前掲上村「明治期における日野商人正野玄三家の家則と店則」に詳述されている。
- 90 前掲拙稿「明治期における近江商人の企業家活動―正野玄三家の事例―」。
- 91 嶋村喜三七は嶋村清兵衛の長男で、明治三二年一〇月一日初勤である。清兵衛・喜三七と親子二代にわたり正野家で勤務している(店員名簿)正野玄三家文書(＃732)。
- 92 「寒製記事顛末」正野玄三家文書(＃648)。  
 一般に支店と出張所であれば支店の方が上位機関となるが、大正期の正野家においてはその順序が逆転している。なお【表2】③  
 中の大阪出張所は元大阪支店、川島支店は京都の有力取引先であった川島(近江屋)与右衛門のことである。近世期の川島支店(近江屋与右衛門)については前掲拙稿「近江商人正野玄三家の合業流通」を参照のこと。
- 94 「玄二郎東京出張所行報告書」正野玄三家文書(＃1262)。  
 前掲拙稿「近江商人正野玄三家の合業流通」。
- 96 「玄二郎東京出張所行報告書」正野玄三家文書(＃1262)。
- 97 「寒製記事顛末」正野玄三家文書(＃648)。
- 98 「寒製記事顛末」正野玄三家文書(＃648)。
- 99 「寒製記事顛末」正野玄三家文書(＃648)。
- 100 「万病感応丸用法及起源」正野玄三家文書(＃628)。
- 101 「寒製記事顛末」正野玄三家文書(＃648)。
- 102 「決算報告書」正野玄三家文書(＃1179)。
- 103 「寒製記事顛末」正野玄三家文書(＃648)。
- 104 「寒製記事顛末」正野玄三家文書(＃648)。
- 105 「滋賀県売薬生産企業体整備計画」正野玄三家文書(＃758)。
- 106 「本店営業閉止ニ付精算書事務勘定書」正野玄三家文書(＃1293)。
- 107 「系譜帖 全」正野玄三家文書(＃なし)。

〔付記〕

本稿作成にあたり、現当主一〇代正野玄三氏をはじめ、日野町教育委員会、滋賀大学経済学部附属史料館には史料閲覧などで大変お世話になった。ここに記して感謝申し上げる。また本稿は福岡大学研究推進部の研究経費による研究成果の一部である。